

(協) 一ノ木戸商店街「朝草会」会則

(名称)

第1条 本会の名称を(協)一ノ木戸商店街「朝草会」(以下「本会」という)と称する。

(事業所)

第2条 本会の事務所を(協)一ノ木戸商店街事務所内に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は一ノ木戸商店街に隣接する五十嵐川の河川環境の整備を通じて、環境意識の向上と快適で魅力のある都市空間の形成を図ることを目的とし、事業として堤防の除草・清掃活動及び芝桜の育成に取り組む。

(会員)

第4条 この会の会員は本会の目的に賛同し、入会した者とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(会費)

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

年会費 1,500円

ただし、総会の議決により変更することができる。

(退会)

第7条 会員は、口頭で退会を伝えることにより任意に退会することが出来る。

1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 年会費を納入しないとき。

(役員)

第8条 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

会長 1名

副会長 1名

会計 2名

監査役 2名

顧問 (協)一ノ木戸商店街理事長

他に若干名

2 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時または欠席の時はその職務を代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監査役は、本会の会計を監査する。

顧問は、本会の事業に対して適宜アドバイスをする。

(解任)

第9条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第10条 本会の総会は、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催するものとする。

2 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議事録)

第11条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第12条 役員会は役員をもって構成する。ただし、顧問を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 役員会は、必要に応じ会員を会議に参加させることができる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後4か月以内に事業報告書、収支報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(変更)

第16条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は平成26年4月1日から施行する。

総会の議決により下記の者を役員とする。(敬称略)

[任期は平成26年5月1日～平成29年4月30日]

会長	山崎 修
副会長	坂井 透
会計	外山 康一 須藤正範
監査役	野島 兵衛 土田三夫
顧問	星野 健司理事長 金子衆議院議員 佐藤県議会議員 坂田県議会議員 下村市議会議員
事務局	阿部 謙一